

令和3年3月31日

教職員の皆様へ

鳴門教育大学危機管理対策本部長
鳴門教育大学長 山下 一夫

【重要】新型コロナウイルス感染症対策に係る基本方針について（第15報）（3月31日更新）

緊急事態宣言は解除されましたが、現在全国では、いまだ多くの新規感染者が報告されており、徳島県内でもクラスターが発生し、リバウンドも危惧されている状況です。

教職員の皆様におかれましては、引き続き、「換気の悪い密閉空間」「多くの人々が密集する場所」「近い距離で会話が行われる密接な場面」を避けるとともに、気を緩めることなく感染予防に努めてください。

また、異動等により、県内外の移動が増加することから、4月中は「感染防止集中期間」として、県外への移動の場合は帰県後14日間の健康観察を十分に行う等、特に感染防止に努めてくださるようお願いいたします。

なお、今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合はあらためて通知します。

記

1. 感染予防について

「【重要】新型コロナウイルスに関する本学の対応（感染予防のお願い）について（第11報）（3月31日更新）」を参照し、基本的な感染防止対策及び毎日の健康管理等を徹底してください。

2. 感染リスクが高まる5つの場面について

「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」や「居場所の切り替わり」の行動について、感染リスクの回避に努めてください。

※ 政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和2年10月23日）参照
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf

3. 鳴門教育大学主催のイベント等の開催について

鳴門教育大学主催のイベント等開催の運用基準（新型コロナウイルス対策）に準じて行ってください。

4. 本学以外の主催イベント等への教職員及び学生の参加について

適切な感染対策が講じられていない場合は、参加を自粛してください。

5. 県内外への移動について

- 1) 発熱など体調が優れない場合は、県内外への移動は自粛してください。
- 2) 県外への移動は、当面の間、自粛は求めないものの、慎重を期してください。
帰県後、健康状態に問題がなければ、感染防止策を十分に講じた上で出勤を可能とします。帰県後7日間は健康観察を十分に行うとともに、不特定多数との接触を避ける等、感染防止に努めてください。

なお、異動等により、県内外の移動が増加することから、4月中は帰県後14日間の健康観察を十分に行ってください。

6. 他県からの来客者等への対応について

- 1) 県外からの来客者等については、感染防止策を十分に講じた上で対応してください。会議や打合せ等は、オンライン会議やメール会議を推奨します。
- 2) 帰省等される親戚、友人がいる場合、体調を確認いただき、発熱など体調が優れない場合、帰省等を自粛要請いただくようお願いします。
- 3) 教職員の家族等が県外から帰県した場合は、帰県後7日間は健康観察を十分に行うとともに、不特定多数との接触を避ける等、感染防止に努めてください。

なお、異動等により、県内外の移動が増加することから、4月中は帰県後14日間の健康観察を十分に行ってください。

7. 海外渡航

海外渡航は原則禁止します。

8. 注意事項

- ① 歌唱を伴う飲食は自粛してください。やむを得ず会食をする場合には、ガイドラインを遵守していることを示すステッカー・宣言書等の掲示を確認の上、徹底した対策をしてください。
- ② 都道府県が発信している最新の情報を確認の上、自身が感染しないための行動をとっていただくとともに、感染対策を徹底してください。
- ③ 用務先では感染リスクの高い場所に近づかないようにしてください。
- ④ 移動に利用する公共交通機関等では、徹底した対策をしてください。
- ⑤ 県外から学外者に来学してもらう必要性が生じた場合には、検温や感染防止対策を特にお願ひします。
- ⑥ 自身の行動記録を把握するとともに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）（厚生労働省）を活用してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html